

## 【表紙】

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書      |
| 【提出先】               | 関東財務局長             |
| 【提出日】               | 平成26年6月27日         |
| 【会社名】               | 株式会社イーグルポイントゴルフクラブ |
| 【英訳名】               |                    |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 平野 岳史      |
| 【本店の所在の場所】          | 茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地5 |
| 【電話番号】              | 029-889-5001       |
| 【事務連絡者氏名】           | 事務管理課 富山 良光        |
| 【最寄りの連絡場所】          | 茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地5 |
| 【電話番号】              | 029-889-5001       |
| 【事務連絡者氏名】           | 事務管理課 富山 良光        |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式                 |
| 【届出の対象とした募集金額】      | 一般募集 240,000,000円  |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。        |
| 【縦覧に供する場所】          | 該当事項はありません。        |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち株式の募集条件に関する事項を平成26年6月24日開催の定時株主総会において決議したことに伴い、記載内容の一部を訂正し、添付書類として定時株主総会議事録を新たに添付するため、また平成25年6月25日に当社の有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該有価証券報告書を組込情報とするため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

## 第一部 証券情報

## 第1 募集要項

## 1 新規発行株式

## 欄外注記 1

## 第三部 追完情報

## 4. 最近の業績の概要

## 第四部 組込情報

添付書類としまして平成26年6月24日開催の定時株主総会議事録を新たに添付しております。

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類   | 発行数 | 内容  |
|------|-----|---|
| 優先株式 | 10株 | ゴルフ場の利用権及び定款に定める残余財産の優先分配権付の株式であり、株主総会における議決権は有しておりません。<br>単元株制度は採用しておりません。 |

(注) 1 平成26年6月11日開催の取締役会決議および平成26年6月24日開催（予定）の定時株主総会の決議を条件としております。

2 発行数は、上記取締役会及び定時株主総会において決議された、公募による新株発行に係る募集株式数10株であります。

## 3 ゴルフ場の利用権

当該優先株式を有する株主は、株式会社イーグルポイントゴルフクラブ規約に基づき手続き完了後、株主が個人である場合には個人正会員として、株主が法人である場合には、予め届出る同法人の役職員1名が法人正会員として所定のゴルフ場の施設を利用することができます。

## 4 種類株式の残余財産の優先分配及び議決権

- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、優先株式1株につき10,000,000円又は払込金額相当額（入会金・名義変更料は含まない）のいずれか高い金額までは普通株式を有する株主に先立ちて分配を行う。
- (2) 優先株式の株主に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。
- (3) 優先株式の株主は、株主総会における議決権を有しない。
- (4) 優先株式の株主は、株式の分割および新株式、新株予約権または新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引受権は有しない。

- (5) 当会社の優先株式に関する会社法第199条第1項の決定については、優先株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。
- (6) 当会社の優先株式における種類株主総会の普通決議の定足数は総優先株主の議決権の4分の1とする。
- (7) 当会社の優先株式における種類株主総会の特別決議の定足数は総優先株主の議決権の3分の1とする。
- 5 株式の譲渡制限  
定款8条に基づき株式会社イーグルポイントゴルフクラブ取締役会が承認した場合のみ可能とする。
- 6 優先株式に議決権のない理由  
当社は、ゴルフ場運営を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容(いわゆる議決権制限)について、普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

(訂正後)

| 種類   | 発行数 | 内容  |
|------|-----|---|
| 優先株式 | 10株 | ゴルフ場の利用権及び定款に定める残余財産の優先分配権付の株式であり、株主総会における議決権は有していません。<br>単元株制度は採用していません。 |

- (注) 1 平成26年6月11日開催の取締役会決議および平成26年6月24日開催の定時株主総会の決議によります。
- 2 発行数は、上記取締役会及び定時株主総会において決議された、公募による新株発行に係る募集株式数10株であります。
- 3 ゴルフ場の利用権  
当該優先株式を有する株主は、株式会社イーグルポイントゴルフクラブ規約に基づき手続き完了後、株主が個人である場合には個人正会員として、株主が法人である場合には、予め届出る同法人の役職員1名が法人正会員として所定のゴルフ場の施設を利用することができます。
- 4 種類株式の残余財産の優先分配及び議決権
- (1) 当会社は、残余財産の分配を行うときは、優先株式1株につき10,000,000円又は払込金額相当額(入会金・名義変更料は含まない)のいずれか高い金額までは普通株式を有する株主に先立ちて分配を行う。
- (2) 優先株式の株主に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。
- (3) 優先株式の株主は、株主総会における議決権を有しない。
- (4) 優先株式の株主は、株式の分割および新株式、新株予約権または新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引受権は有しない。
- (5) 当会社の優先株式に関する会社法第199条第1項の決定については、優先株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。
- (6) 当会社の優先株式における種類株主総会の普通決議の定足数は総優先株主の議決権の4分の1とする。
- (7) 当会社の優先株式における種類株主総会の特別決議の定足数は総優先株主の議決権の3分の1とする。
- 5 株式の譲渡制限  
定款8条に基づき株式会社イーグルポイントゴルフクラブ取締役会が承認した場合のみ可能とする。
- 6 優先株式に議決権のない理由  
当社は、ゴルフ場運営を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容(いわゆる議決権制限)について、普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

### 第三部【追完情報】

4. 最近の業績の概要の記載事項を全文削除

### 第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                 |                             |                          |
|---------|-----------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第15期)  | 自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日 | 平成25年6月28日<br>関東財務局長に提出  |
| 半期報告書   | 事業年度<br>(第16期中) | 自 平成25年4月1日<br>至 平成25年9月30日 | 平成25年12月18日<br>関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                |                             |                         |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第16期) | 自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日 | 平成26年6月25日<br>関東財務局長に提出 |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

株式会社イーグルポイントゴルフクラブ

取締役会 御中

公認会計士菊地事務所

公認会計士

菊地 隆

公認会計士深井一弘事務所

公認会計士

深井 一弘

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。